

## 第 2 期北海道障がい者基本計画の目標及び体系

### (1) 計画の目標

障がいの有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざし、障がいのある人が、社会を構成する一員として主体的に社会に参加するとともに、必要とするサービスを利用しながら「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標として、北海道における障がい者施策の一層の促進を図ります。

#### ① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、入所施設等から地域生活への移行や地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要であり、相談支援や障害福祉サービスをはじめとするサービス提供体制や、専門職員及び介護の担い手となる人材の確保などを図り、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを促進します。

#### ② 自立と社会参加の促進

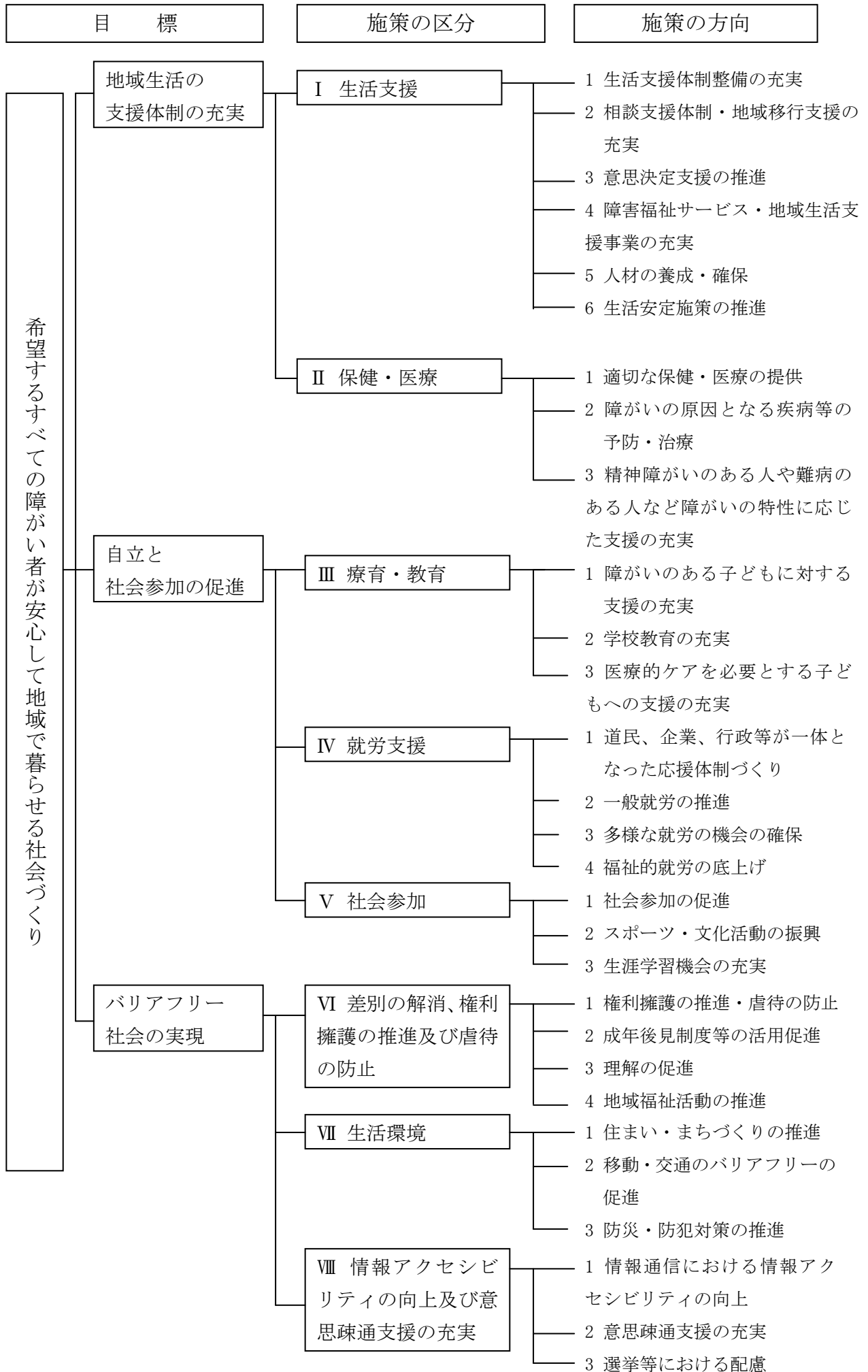
障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援などの取組を促進します。

また、地域社会を構成する一員として、町内会などの住民自治活動、地域やコミュニティづくり活動、文化・サークル活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がいのある人が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組を促進します。

#### ③ バリアフリー社会の実現

バリアフリー社会の実現をめざし、障がいや障がいのある人への理解を進め、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、住まい、公共的施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保など環境のバリアフリー化、さらには、障がいのある人の情報利用のバリアフリー化など、本道の地域特性を踏まえた取組を促進します。

(2) 計画の体系



## 第6期北海道障がい福祉計画の概要

### 1 総論

計画策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として策定する。「第5期障がい者就労支援推進計画」と「第2期北海道障がい児福祉計画」を包含。</li><li>・地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向むけた支援、地域共生社会の実現に向けた取組み、精神障にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい者の社会参加を支援する取組み、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築し、発達障がい者支援の一層の充実を目指し、成果目標やサービス見込み量等の確保方策等について定める。</li></ul>
計画の位置付け等	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画</li><li>・児童福祉法第33条の22に基づき策定する「北海道障がい児福祉計画」</li><li>・北海道障がい者条例第29条第1項に基づき策定する「障がい者就労支援推進計画」</li><li>・北海道地域福祉支援計画の施策別計画で、「第2期北海道障がい者基本計画」の実施計画</li></ul>
計画の期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間</li></ul>

## 2 計画の推進項目及び施策

<推進項目>	<推進施策>
① 北海道障がい者条例の施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道障がい者条例の施策の推進</li> </ul>
② 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暮らしづらさを解消するための取組</li> <li>・ 虐待の防止</li> <li>・ 差別等を解消するための取組の推進</li> <li>・ 意思決定支援の推進</li> </ul>
③ 地域生活支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援体制の確保</li> <li>・ 障がい者の地域生活への移行促進</li> <li>・ 地域生活支援拠点の整備</li> <li>・ 自立と社会参加の促進</li> <li>・ ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化</li> </ul>
④ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道意思疎通支援条例の施策の推進</li> <li>・ 北海道手話言語条例の施策の推進</li> </ul>
⑤ サービス提供基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住まいの基盤整備の充実</li> <li>・ 日中活動サービスの充実</li> <li>・ 地域生活を支えるサービス基盤の充実</li> <li>・ 共生型地域福祉拠点の整備推進</li> <li>・ 地域間格差の縮小</li> <li>・ 施設による支援</li> </ul>

<p>⑥ 障がい児支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの発達支援の充実</li> <li>・ 家族への支援</li> <li>・ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</li> <li>・ 地域社会への参加・インクルージョン(包容)の推進</li> <li>・ 障がい児支援体制の基盤整備</li> <li>・ 特別な支援が必要な子どもへの支援</li> </ul>
<p>⑦ 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいがある人等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障がいのある人への支援の充実</li> <li>・ 医療を必要とする障がい児者等への支援</li> <li>・ 難病等である人への支援</li> </ul>
<p>⑧ 精神保健福祉・医療施策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活を支える体制の整備</li> <li>・ 保健・医療の推進</li> </ul>
<p>⑨ 就労支援施策の充実・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり</li> <li>・ 一般就労の推進</li> <li>・ 多様な就労の機会の確保</li> <li>・ 福祉的就労の底上げ</li> </ul>
<p>⑩ 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材の養成・確保</li> <li>・ サービスの質の向上</li> </ul>
<p>⑪ 安全確保に備えた地域づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全確保に備えた地域づくりの推進</li> </ul>

### 3 令和5年度（2023年度）の成果目標（主なもの）

<p>福祉施設の入所者の地域生活への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活移行者数：234人（R2.3月末入所者9,558人の2.4%）</li> <li>・施設入所者の減少見込数：415人（R2.3月末入所者9,558人の4.3%）</li> </ul>
<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院後3か月退院率：69%（H29：61.4%）</li> <li>・入院後6か月退院率：86%（H29：78.1%）</li> <li>・入院後1年時点退院率：92%（H29：85.8%）</li> <li>・精神病床における長期（1年以上）入院患者数：65歳以上6,430人 ：65歳未満3,140人</li> </ul>
<p>保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域 21か所（各障がい保健福祉圏域に1か所）</li> <li>・市町村 179か所（各市町村に1か所）</li> </ul>
<p>地域生活支援拠点の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21か所以上（障がい保健福祉圏域に1か所以上）</li> </ul>
<p>福祉施設から一般就労への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,414人移行（R1実績1,113人の1.27倍）</li> </ul>
<p>各事業のから一般就労への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所の利用者：840人（R1実績646人の1.3倍）</li> <li>・就労継続支援A型事業の利用者：229人（R1実績181人の1.26倍）</li> <li>・就労継続支援B型事業の利用者：323人（R1実績262人の1.23倍）</li> </ul>
<p>就労定着支援事業に関する目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労移行支援事業所等を通じて一般就労した者の利用者：70%</li> <li>●就労定着率8割以上の事業所の割合：70%</li> </ul> <p>（就労定着率：過去3年間の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）</p>

<p>障がい児支援の提供体制 の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援センターの設置数：圏域に1か所以上(21か所)</li> <li>・ 保育所等訪問支援事業所数：圏域に1か所以上(21か所)</li> <li>・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所：圏域に各1か所以上(各21か所)</li> </ul>
<p>医療的ケア児等支援のため の関係機関の協議の場 の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道：1か所</li> <li>・ 圏域：21か所（障がい保健福祉圏域単位で設置）</li> <li>・ 市町村：82か所（医療的ケア児等が在住する市町村(R2.4月時点)）</li> </ul>

※●は今回新たに追加した目標